

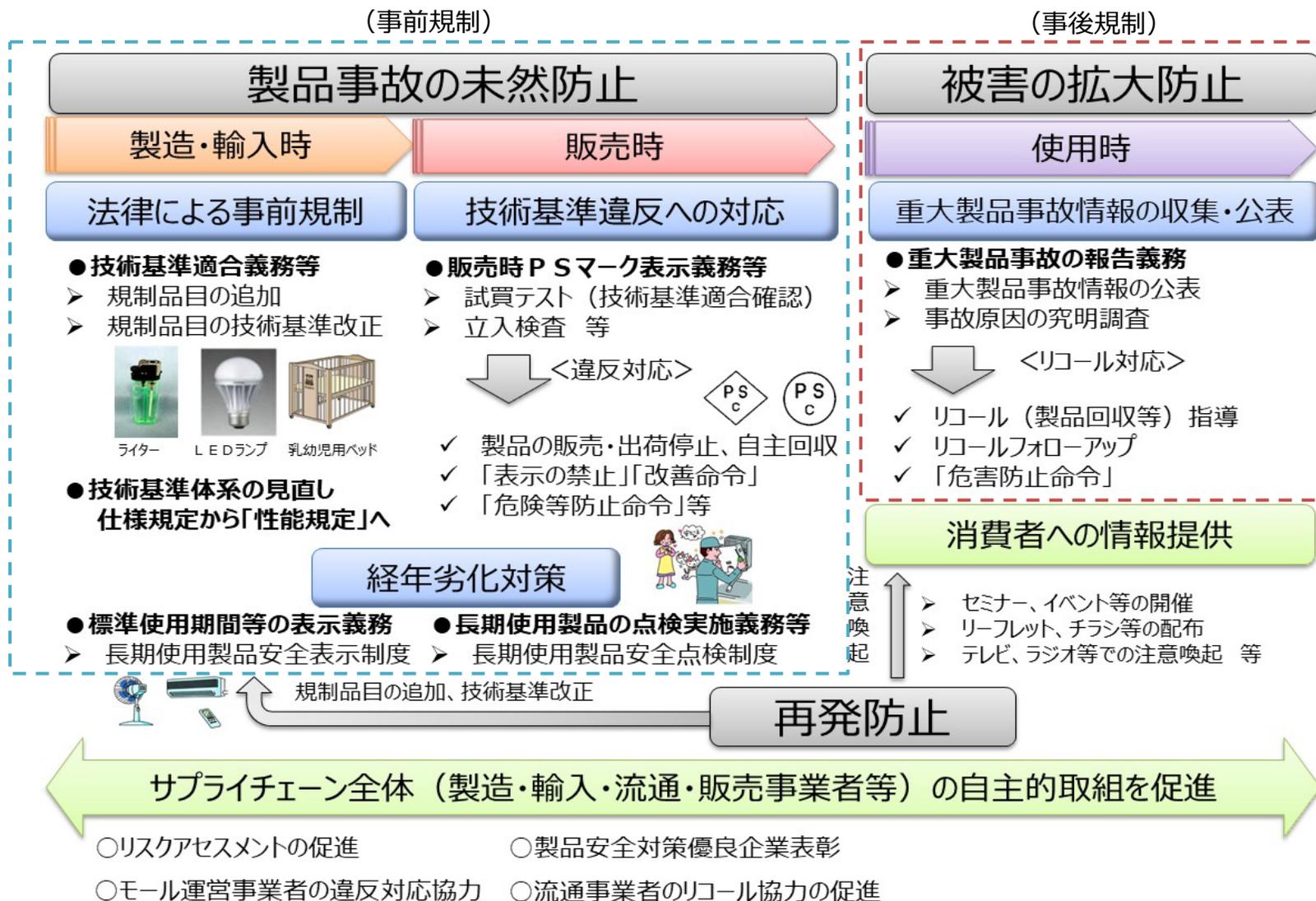
ネット取引の拡大等を踏まえた こども用の製品の事故の未然防止等に向けた 検討状況

令和5年12月

産業保安グループ 製品安全課

製品安全に係る対策の全体像

- 消費者を製品事故の危険性から守るため製品安全課では、製品安全4法による規制（事前規制・事後規制）や事業者の自主的取組の促進など、様々な取組を行っている。



製品安全4法の概要（事前規制）

- **製品安全4法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**○PSマーク**）。
- 品質の確保が十分でない者がいると認められる特別特定製品等（**◇PSマーク**）については、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がないPSマーク対象製品を販売・陳列してはならない。

製品安全4法の一覧

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

消費生活用製品安全法（消安法）（12品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等
+ マグネットセット、水で膨らむボール

長期使用製品安全点検制度

特定保守製品【2品目】



石油給湯機



石油ふろがま

- **長期使用製品安全点検制度**は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための**消安法上の制度**。
- 対象となるのは2009年4月以降に販売した**特定保守製品**。



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



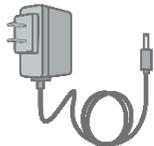
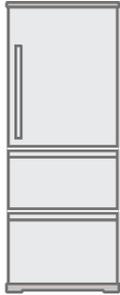
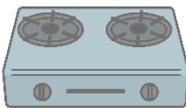
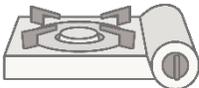
屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

- **2021年8月に対象製品の見直しを行い、左図の製品が特定製品から除外された。**

【参考】製品安全4法の対象製品について

電気用品安全法の対象製品		ガス事業法の対象製品	
<p>特定電気用品（116品目）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇コンセント ◇差し込みプラグ ◇延長コードセット ◇電熱式おもちゃ ◇直流電線装置（ACアダプター） ◇携帯発電機 等 	<p>特定電気用品以外の電気用品（341品目）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気冷蔵庫 ○電気冷房機 ○温風暖房機 ○電気洗濯機 ○扇風機 ○サーキュレーター ○電気掃除機 ○テレビジョン受信機 ○コンセント付家具 ○LEDランプ ○LED電灯器具 ○リチウムイオン蓄電池 等 	<p>特定ガス用品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 ◇半密閉燃焼式ガスストーブ ◇半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま ◇ガスふろバーナー 	<p>特定ガス用品以外のガス用品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器 ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ ○密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま ○ガスこんろ 
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象製品		消費生活用製品安全法の対象製品	
<p>特定液化石油ガス器具等（7品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇カートリッジガスこんろ ◇半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ◇半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ◇ふろがま ◇液化石油ガス用ふろバーナー ◇半密閉式液化石油ガス用ストーブ ◇液化石油ガス用ガス栓 	<p>特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等（9品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調整器 ○一般ガスこんろ ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器 ○液化石油ガス用継手金具付高圧ホース ○密閉式又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付きふろがま ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ ○液化石油ガス用ガス漏れ警報器 ○液化石油ガス用継手金具付低圧ホース ○液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 	<p>特別特定製品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児用ベッド ◇携帯用レーザー応用装置 ◇浴槽用温水循環器 ◇ライター 	<p>特別特定製品以外の特定製品（8品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭用の圧力なべ及び圧力がま ○乗車用ヘルメット ○登山用ロープ ○石油給湯機 ○石油ふろがま ○石油ストーブ ○マグネットセット（2023年5月追加） ○水で膨らむ樹脂玩具（2023年5月追加） 

【・各法枠内左側の製品（◇）：登録検査機関による適合性検査が必要 ・同右側の製品（○）：自己確認が必要】

ネット販売製品の事故・リコールの課題と対応 (事前規制及び事後規制)

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 2022年の物販系BtoC取引は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、**市場規模は13兆円を超え、EC化率も9%を超える**など、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、近年、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による**重大製品事故の増加**や**PSマーク対象製品がPSマーク表示が付されずに販売されている等の違反も確認**されており、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めることの重要性は一段と増している。
- 今後、インターネットモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想されるなか、**これまで以上に消費者の安全を確保し、安全な製品が流通する市場として成長することが必要**。

物販系分野のB to C - EC市場規模

（億円） B to C - EC市場規模及びEC化率の経年推移（物販系分野）



(※) 市場規模は、公知情報調査、業界団体及び事業者ヒアリング調査に基づく値。
EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合。

図表の出典：経済産業省 令和4年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

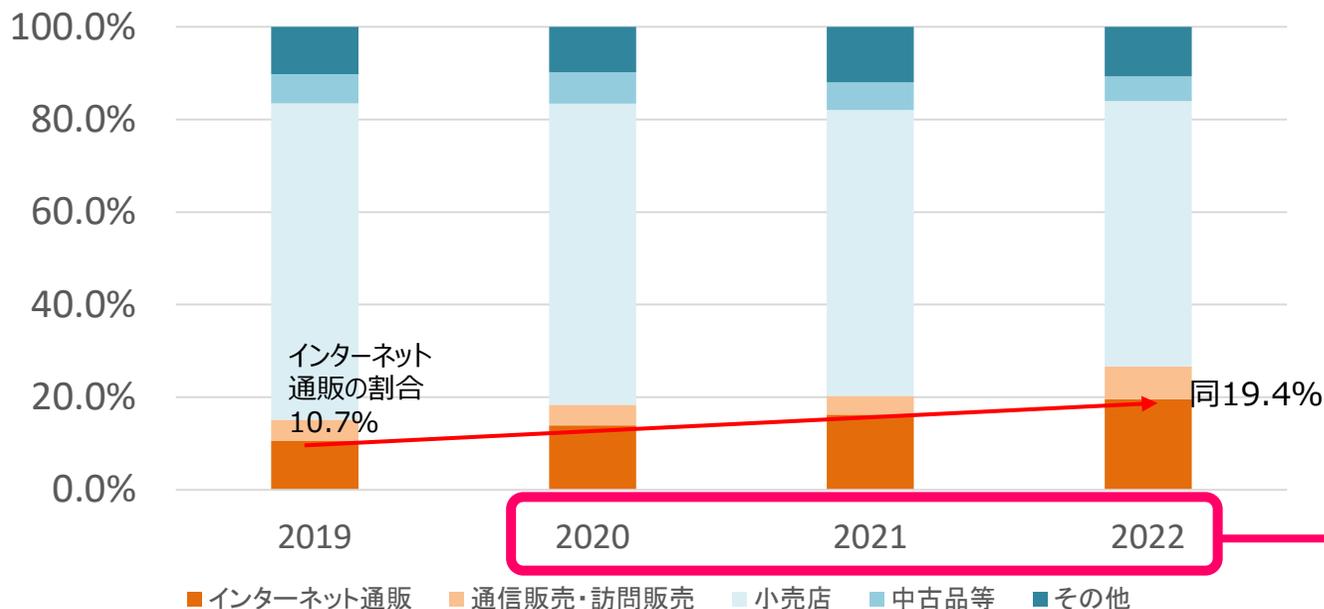
分類	2021年		2022年	
	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率
① 食品、飲料、酒類	25,199 (14.10%増)	3.77%	27,505 (9.15%増)	4.16%
② 生活家電、AV機器、PC・周辺機器等	24,584 (4.66%増)	38.13%	25,528 (3.84%増)	42.01%
③ 書籍、映像・音楽ソフト	17,518 (7.88%増)	46.20%	18,222 (4.02%増)	52.16%
④ 化粧品、医薬品	8,552 (9.82%増)	7.52%	9,191 (7.48%増)	8.24%
⑤ 生活雑貨、家具、インテリア	22,752 (6.71%増)	28.25%	23,541 (3.47%増)	29.59%
⑥ 衣類・服装雑貨等	24,279 (9.35%増)	21.15%	25,499 (5.02%増)	21.56%
⑦ 自動車、自動二輪車、パーツ等	3,016 (8.33%増)	3.86%	3,183 (5.55%増)	3.98%
⑧ その他	6,964 (8.42%増)	1.96%	7,327 (5.22%増)	1.89%
合計	132,865 (8.61%増)	8.78%	139,997 (5.37%増)	9.13%

重大製品事故が起きた製品の入手先

- 近年、重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）。



	2019年	2020年	2021年	2022年
インターネット通販	73	78	76	103
通信販売・訪問販売	31	25	19	37
小売店	468	364	289	301
中古品等	43	38	28	28
その他	70	55	56	61
不明	537	459	574	493
計	1,222	1,019	1,042	1,023

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より経済産業省に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計

(※) 各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

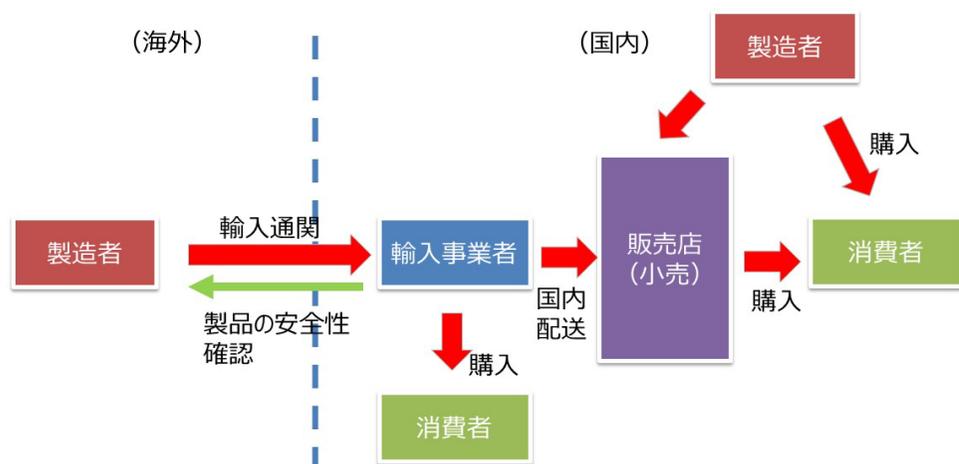
2020年～2022年の合計：257件。
このうち以下の上位8品目で半数近く
(121件：47%) を占める。

- 24件 二次電池
- 23件 リチウムイオン電池内蔵充電器
(モバイルバッテリー)
- 16件 ガストーチ
- 14件 ポータブル電源
- 13件 電動アシスト自転車
- 11件 照明器具
- 10件 携帯電話
- 10件 電気ストーブ

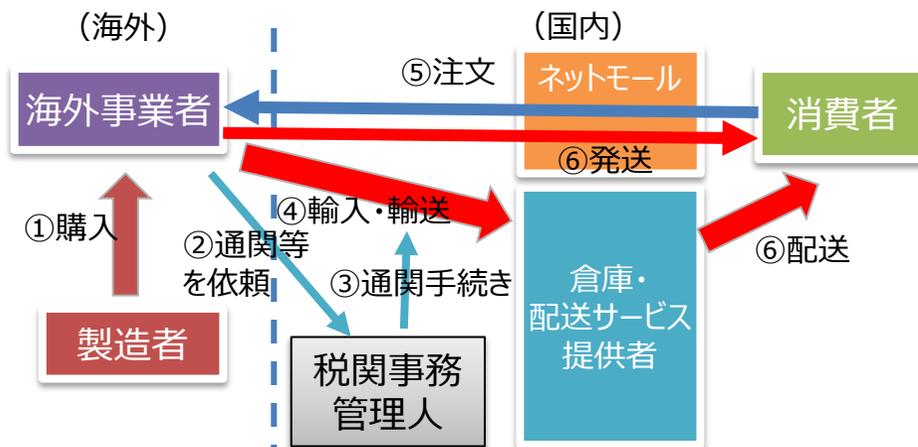
インターネット取引の拡大に伴う製品安全の課題

- インターネット取引の拡大に伴い国内外の事業者が国内の消費者に直接製品を販売する機会が増大。
- 特に海外の事業者が販売する販売形態においては、**製造・輸入事業者が国内に存在しない**ため、国内の事業者であれば履行されるべき義務が履行されず、事故が生じた特定製品の回収等が行われないことにより、**一般消費者の生命又は身体の安全の確保が困難となる事態が生じつつある**。

法律が想定するこれまでの流通形態



<海外からの直接販売の例>



海外製品について消費生活用製品安全法の事故報告を行う者が国内にいないおそれあり

制度措置及び取組の方向性（案）

論点：海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置 について

海外から直接販売をする事業者の規制対象としての位置づけ／国内において必要な措置をとる者の選任について

<制度措置の方向性（案）>

- 海外から国内の消費者に直接販売する事業者は、現行の「製造事業者」「輸入事業者」と同様に、規制対象となることを明確化することが必要である。
- その際、当該者は海外にいることに鑑み、実効性や迅速性を担保する観点から、国内において必要な措置をとる者（国内管理人）の選任を求めるとともに、当該国内管理人に求める条件や責務についても併せて検討を行うことが必要である。

インターネットモール等を通じて販売される製品への対応について

<制度措置の方向性（案）>

- 一部の大手インターネットモール運営事業者は、本年6月に自主的な取組である製品安全誓約（Pledge）に署名し、リコール製品等の出品削除等の取組を進めている。
- こうした自主的な取組を最大限尊重しつつ、製品安全誓約に基づく取組を行っていない事業者にも対応できるよう、消費者の安全確保等の観点から、インターネットモール事業者に対し、危険な製品の出品削除の要請等を措置することが適切である。

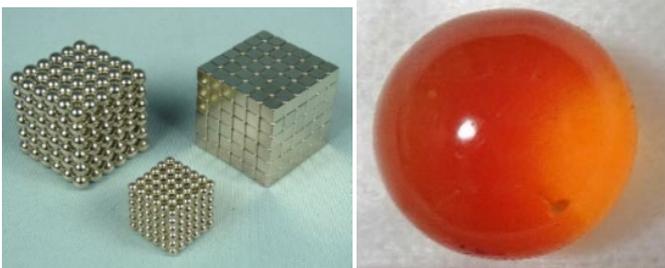
玩具などのこども用製品の課題と対応

玩具など子ども用の製品に関する課題

- **子ども用製品**については、**誤飲**などが起きやすく、**通常の製品よりも配慮が必要**。しかし、現状では、**重大製品事故が報告されてからの対応、子どもの事故が発生してから事後的に規制するという対応**となっている。

(危険な子ども用製品の例)

① マグネットセット、水で膨らむボール
(乳幼児の誤飲リスクあり)



【画像出典】国民生活センター

② 海外で法令違反となるぬいぐるみ等



【画像出典】EU Safety Gate Alert number
A12/01208/22 及び A12/01243/22

③ 子ども用自転車
(チェーンへの指入れリスクあり)



【画像出典】NITEホームページ
<https://www.nite.go.jp/data/000086404.pdf>

<消費生活用製品安全法> (定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法で規制されている子ども関連製品>

- 乳幼児用ベッド（乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造等を要求）
- 磁石製娯楽用品（マグネットセット）※2023年5月追加
- 吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）※2023年5月追加

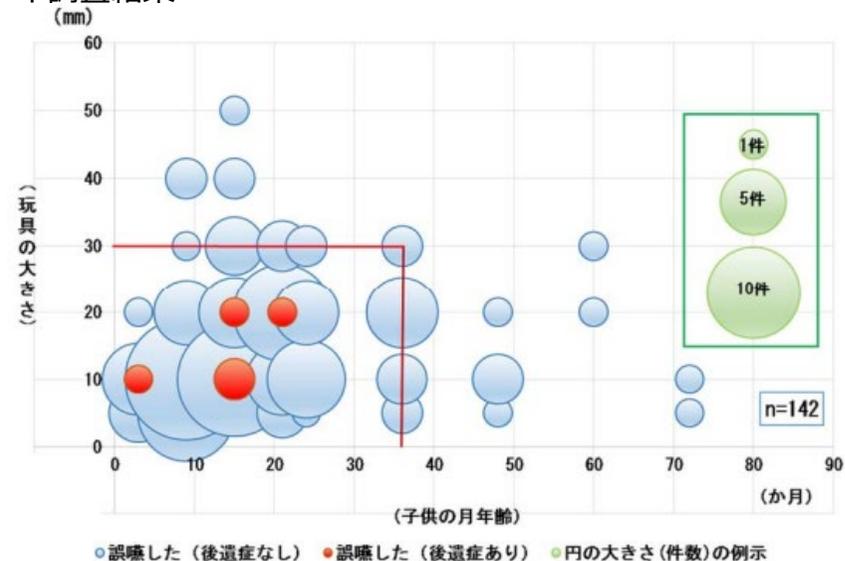
玩具による乳幼児の気道閉塞事故（平成29年事故調報告）

- 消費者安全調査委員会の報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」（平成29年11月20日）によると、（公財）日本小児科学会の公表によれば、**平成20年3月から平成29年9月までの約10年間で7件の気道閉塞事故（うち死亡事故3件）**が報告されている。
- 同報告書の**アンケート調査**において、**保護者が玩具によるこどもの誤嚥事故の経験がある**と回答した**約300名のケース**をみると、その誤嚥事故の**8割以上が3歳未満**で、約**30mm以下の玩具及び部品を誤嚥**している傾向が示されている。
- 同報告書では、経済産業省に対して「経済産業省は、玩具関連事業者に対して以下に示す取組を行うよう求めるなどして、**安全な玩具の設計、製造及び販売につながるよう努めるべき**である。（ア）3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「**小部品**」の試験に加えて「**小球**」の試験を実施するなど**様々な試験方法を併用**し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと。」等の意見が出されている。

保護者へのアンケート調査結果

表4 「後遺症がある」又は「死亡した」との回答事例⁴⁶

事故事例	月年齢	玩具の種類	玩具の形状	玩具の大きさ	誤嚥したときの子供の様子
死亡	覚えていない	食べ物の形をした玩具	平べったい	6～10mm	一人で遊んでいた。顔色に変化。むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	6か月未満	ビー玉・おはじき	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。気分が悪そうであった。泣き出した。
後遺症あり	6か月～1歳未満	ブロック・積み木	平べったい	21～30mm	保護者等の大人と遊んでいた。むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	ビー玉・おはじき	球形・立方体	11～20mm	一人で遊んでいた。気分が悪そうだった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	おもちゃの弾丸	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。泣き出した。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	ままごと玩具	円柱・直方体	11～20mm	年上の兄弟と遊んでいた。顔色に変化。気分が悪そうだった。むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	おもちゃの弾丸	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	2歳	玩具から外れた電池	平べったい	21～30mm	同じ年頃の兄弟姉妹や友達と遊んでいた。むせるなど呼吸がしづらい様子だった。気分が悪そうだった。
後遺症あり	2歳	小さなボール	球形・立方体	11～20mm	一人で遊んでいた。むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。出血した。

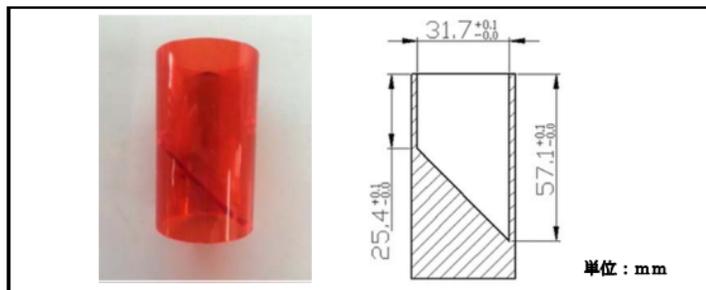


玩具の国際規格 (ISO8124-1) の概要

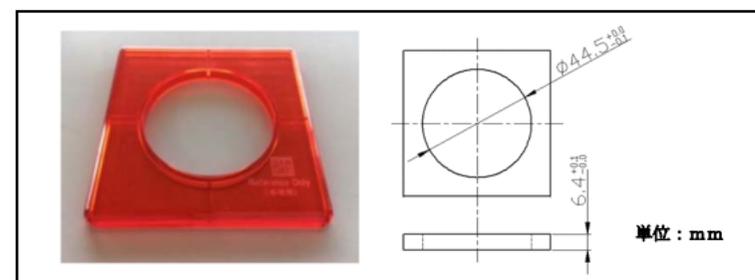
- ISO8124-1では、小部品やコードといった様々なリスクに対して、リスクを判定するための実験方法やリスクを踏まえた措置について詳細に規定されている。
- 特に、3歳未満 (36ヶ月未満) の乳幼児については、誤飲・窒息等の危険が高いため、**36ヶ月未満向け玩具**については、**小部品や小球が存在しないよう、厳しい要求をしている。**
- なお、36ヶ月以上向け玩具については、小部品や小球が存在する場合、警告表示が必要。

(ISO8124-1における36ヶ月未満向け玩具への主な要求事項)

- **小部品**については、**小部品シリンダーを通過する部品 (誤飲のリスク有り) を禁止**している。これは、「合理的に予測可能な濫用試験」(落下試験、転倒試験、トルク試験、引張試験等)を行って、小部品が取れる場合も同様に禁止される。
※小部品シリンダーとは直径31.7mmの円筒。
※36ヶ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- **小球試験を通過する小球 (窒息のリスク有り) を禁止**している。これも、「合理的に予測可能な濫用試験」を行って小球が放出される場合も禁止される。
※小球とは、小球試験 (直径44.5mmの円) を通過する球。
※36ヶ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- 半球形の玩具については、穴が空いていること等を要求。
- コードについても、長さの制限を設けている。
- 「固定された輪」及び「引き結び」を形成しているコードは、①試験をしてヘッドローブが通過しない、又は、②着脱具分離試験をして、輪又は引き結びが原形を保たず分離できること、が求められる。



小部品シリンダー



小球試験

玩具を巡る課題

- **玩具**については、**海外の多くの国**で事故の未然防止の観点から**安全規制（規格に適合しない製品の販売禁止など）**がかかっている。
- 日本では50年に渡り玩具業界による自主基準に基づく対応が行われ、玩具の安全性が確保されてきた。一方、近年は、**ネット販売により海外品の流入が容易**になっているため、日本でも**規制を整備しなければ、国内に流通・販売される玩具の安全性が確保できなくなるおそれ**がある※。

（玩具が安全規制（強制規格）の対象となっている主な国・地域）

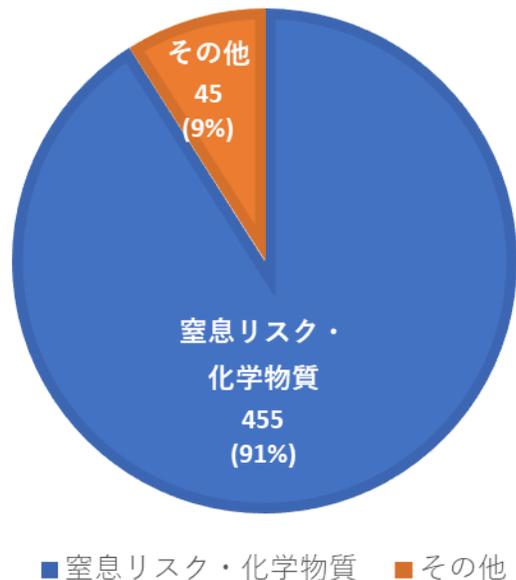
地域	国
欧州	EU、イギリス
アジア	中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インド
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・南米	アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ
中東	サウジアラビア、バーレーン、カタール、クウェート、UAE、オマーン、イエメン
ユーラシア	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン

出典：令和4年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業（製品安全政策の在り方に関する調査事業）調査報告書

EUで販売停止になった玩具（2022年）

- 欧州Safety Gate※¹の2022年データを検索すると、**販売停止等された玩具（500件）**のうち、**窒息リスク又は化学物質の基準違反**のものが455件(91%)と**大多数**を占める。
- そのうち、小部品を含むことによる窒息（choking）が219件と最も多く、全体の約半数近くを占める。残りは化学物質に関する基準違反等が原因。
- EUで物理的安全性が原因で販売停止等された玩具の多くが、**誤飲・窒息のEN71-1（物理的安全性の基準）に違反**していると考えられる。

SAFETY GATEで販売停止等された玩具のリスク別件数
(2022年)



Safety Gateで販売停止等された玩具のリスク詳細
(2022年)

	件数※ ²	販売停止等の件数に占める割合	
窒息リスク	窒息(choking) 小部品	219	44%
	窒息(suffocation) 薄いフィルム	27	5%
	首しまり(strangulation) ひも	13	3%
化学物質	化学(chemical)	209	42%
	環境(environment) ※ ³	40	8%

(※ 2) 一つの製品にリスクが複数ある場合があるため、上記件数の合計は455件にならない。

(※ 3) 環境(environment) とは、身体への直接的影響ではなく環境中への影響を考慮したものである。

図表の出典：欧州Safety Gateのサイトを2023年10月時点で検索して得られた情報を基に、経済産業省製品安全課にて作成
<https://ec.europa.eu/safety-gate-alerts/screen/search?resetSearch=true>

(※ 1) EU域内にて、重大なリスクを有する製品の情報を加盟国間で迅速に共有し、各国の市場監視当局に通知を発信するためのシステム

制度措置及び取組の方向性（案）

論点：こども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置 について

事故を未然防止するための対応について／「こども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき事項について

<制度措置の方向性（案）>

- こども用の製品について、届出や製品の製造・輸入時における規格・基準への適合を義務付け、適合している旨を示す表示等の新たな措置を導入する方向で検討を進めることが必要である。
- こどもは、月齢ごとに成長段階がある程度一定であることを踏まえ、月齢による特性を踏まえて危害を防止できるよう、対象製品については、
 - －対象年齢
 - －使用上の注意を製造・輸入段階において適切に付した上で、消費者に対して販売することを求めることが必要である。
- こども用の製品は多種・多様。新たな措置の対象となる製品は、まずは、以下の方向で検討を進めてはどうか。
 - －玩具については、事故の様態等も含む避けるべきリスク等を踏まえ、低年齢層の玩具をまずは対象にすることから検討をしてはどうか。
 - －また、玩具以外の対象製品としては、ベビーカーや抱っこひもといったものが考えられるか。

制度措置及び取組の方向性（案）

論点：こども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置 について

事故を未然防止するための対応について／「こども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき事項について

<取組の方向性（案）>

- 制度の検討に当たっては、こどもの安全確保を大前提に、ST／SGマーク制度との共存が可能となるよう、実務面での検討を進めることが必要である。
- ST／SGマーク等による民間事業者における取組、国による制度面での取組が共に機能し、社会全体としてこどもの安全を確保することができるよう、それぞれの取組の重要性・意義を継続的に発信し、こども用の製品を取り扱う事業者及び消費者の行動や判断に資するようになっていくことが必要ではないか。